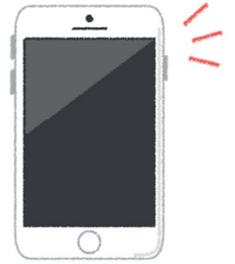


そのオプション、本当に必要？ 携帯電話・スマホ契約時は内容をよく確認！



〈相談事例〉

スマホの充電ができなくなったため、機種変更しようとショップへ赴いた。ショップ店員が勧めたスマホとSDカードや充電器などの関連機器を渡されて契約した。関連機器はサービス品かと思っていたが家族に見てもらうと、7万円の関連機器を分割で購入させられており、不要なものがいくつかあった。解約したい。
(80歳代 女性)

スマホの機種変更や新しい契約では、複雑な仕組みや説明をよく理解できないまま、不要なオプションや関連機器を付けた状態で契約してしまうことが少なくありません。

〈アドバイス〉

- 契約する際は、契約内容をよく確認し、よくわからない場合は契約しないようにしましょう。オプション等を勧められた場合も、必要ない場合はきっぱり断りましょう。
- 契約書はその場で確認し、不要な契約がないか、月々の支払額はいくらになるのかなどを確認しましょう。
- 不要なオプション等を契約させられている場合は、すぐにショップに解約を申し出ましょう。



困ったときは**消費生活センターへご相談**ください。

消費者ホットライン(局番なし) **☎188**
(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)※通話料はすべて有料です
北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 **☎861-0999**

重要なお知らせ 令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口
消費生活相談員(職員)は常駐しません。

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。
ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口にご相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

